(k)　選択性を有し、環境上安全で、かつ、費用対効果の大きい漁具及び漁法の開発及び使用を実行可能な範囲で含む措置をとることにより、漁船に起因する汚染及び廃棄物、漁獲物の投棄、紛失され、又は遺棄された漁具による漁獲並びに他の種及び海洋生態系への影響を最小限にすること。

(l)　公正な、透明性のある、かつ、非差別的な態様で、国際法に反することなく、この条約を適用すること。

第四条　適用水域

1　この条約は、ベーリング海の公海の水域及び一の国の排他的経済水域によって囲まれている他の公海の水域を除くほか、北太平洋の公海の水域について適用する。この適用水域は、北緯二十度にある北マリアナ諸島連邦の周囲のアメリカ合衆国の管轄の下にある水域の海側の境界から東へ次に掲げる座標を結ぶ線によって南側を区切られるものとする。

北緯二十度東経百八十度
北緯十度東経百八十度
北緯十度西経百四十度
北緯二十度西経百四十度
そこから東へメキシコの漁業管轄権の下にある水域の海側の境界まで

2　この条約のいかなる規定又はこの条約に基づいて行われるいかなる行為若しくは活動も、締約国が主張する水域の法的地位及び範囲に関し、当該締約国の主張又は立場に承認を与えるものではない。

第五条　委員会の設立

1　北太平洋漁業委員会（この条約において「委員会」という。）を設立する。委員会は、この条約に基づいて任務を遂行する。各締約国は、委員会の構成国となる。

2　この条約に規定する漁業主体は、附属書に従い委員会の活動に参加することができる。委員会の活動への漁業主体の参加は、千九百八十二年条約を含む国際法の一般に認められた適用から逸脱するものではない。

3　委員会は、その決定する時期及び場所において少なくとも二年に一回通常会合を開催するものとし、この条約に基づいてその任務を遂行するために必要なその他の会合を開催することができる。

4　委員会の構成国は、委員会の会合を要請することができるものとし、当該会合は、委員会の構成国の過半数の同意を得て招集される。議長は、委員会の構成国と協議の上決定する時期及び場所において、適時に当該会合を招集する。

5　委員会は、締約国の代表から議長及び副議長各一人を選出するものとし、議長及び副議長は、異なる締約国の代表とする。議長及び副議長は、その任期を二年とし、再選される資格を有するが、同じ地位において四年を超える期間、継続して在任してはならない。議長及び副議長は、後任者が選出されるまでの間、在任する。

6　委員会は、委員会及びその補助機関の会合の開催頻度、期間及び日程について、費用対効果の原則を適用する。

7　委員会は、国際法上の法人格並びにその任務の遂行及びその目的の達成のために必要な法律上の能力を有する。委員会及びその職員が締約国の領域内で享受する特権及び免除は、委員会と当該締約国との間の合意によって決定する。

8　委員会及び補助機関の全ての会合は、委員会が採択する手続規則に従って承認されたオブザーバーによる参加のために開放する。関連文書は、手続規則に従って一般に入手可能なものとする。

9　委員会は、事務局長その他の委員会が必要とする職員によって構成される常設の事務局を設置することができ、又は役務の提供のために既存の機関の事務局との間で契約上の取決めを締結することができる。事務局長は、締約国の承認を得て任命される。

第六条　補助機関

1　科学委員会及び技術・遵守委員会を設置する。委員会は、この条約の目的の達成を支援するため、他の補助機関をコンセンサス方式によって随時設置することができる。

2　補助機関は、各会合の後、委員会に対し、その活動についての報告書（適当な場合には、委員会に対する助言及び勧告を含む。）を提出する。

3　補助機関は、作業部会を設置することができるものとし、委員会が作成する指針に従い外部の助言を求めることができる。

4　補助機関は、委員会に対して責任を負うものとし、委員会が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会の手続規則に従って運営される。

第七条　委員会の任務

1　委員会は、第三条に定める原則に従い、かつ、入手可能な最良の科学的情報及び科学委員会の助言に基づいて、次のことを行う。

(a)　条約水域内における漁業資源の長期的な持続可能性を確保するため、保存管理措置（委員会が決定する漁業資源についての総漁獲可能量又は許容される総漁獲努力量を含む。）を採択すること。

(b)　総漁獲可能量及び許容される総漁獲努力量の水準が科学委員会の助言及び勧告に基づくものであることを確保すること。

(c)　必要な場合には、漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての保存管理措置を採択すること。

(d)　必要な場合には、漁業資源及び漁獲対象資源と同一の生態系に属する種又は漁獲対象資源に依存し、若しくは関連する種についての管理のための戦略であって、この条約の目的を達成するために必要なものを採択すること。

(e)　条約水域におけるぜい弱な海洋生態系への著しい悪影響を防ぐため、次に掲げる措置を含む保存管理措置を採択すること。

(i)　漁獲活動が特定の水域のぜい弱な海洋生態系に著しい悪影響を及ぼすこととなるか否かを決定するため、当該漁獲活動の影響についての評価を実施し、及び検討するための措置

(ii)　通常の底魚漁業の活動におけるぜい弱な海洋生態系との予想外の遭遇に対処するための措置

(iii)　適当な場合には、漁獲活動を行わない場所を特定する措置

(f)　既存の漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲を決定すること。

(g)　条約水域における新規の漁業に係る条件並びに当該漁業への参加（漁獲の機会の配分によるものを含む。）の性質及び範囲をコンセンサス方式によって定めること。

(h)　この条約の対象となる漁業資源の長期的な持続可能性を確保する必要性に反しない方法で、新たな締約国の漁業上の利益に配慮するための方法について合意すること。

2　委員会は、効果的な監視、規制及び監督並びにこの条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守及び実施を確保するための措置を採択する。このため、委員会は、次のことを行う。

(a)　条約水域内において採捕された漁業資源及び当該漁業資源の製品の転載を規制し、及び監視するための手続（転載の場所及び量の委員会への通報を含む。）を定めること。

(b)　関連する国際的な基準及び指針を考慮に入れつつ、北太平洋漁業オブザーバー計画（以下「オブザーバー計画」という。）を作成し、実施すること。

(c)　条約水域における漁船への乗船及び漁船に対する検査のための手続を定めること。

(d)　委員会が採択する保存管理措置の実施を確保するための効果的な監視、規制及び監督のための適当な協力の仕組み（ＩＵＵ漁業を防止し、抑止し、及び排除するための仕組みを含む。）を設けること。

(e)　条約水域において漁獲活動に従事する船舶の移動及び活動についてリアルタイム衛星船位測定送信機を使用して報告するため、委員会の構成国のための基準、仕様及び手続を作成し、当該手続に従い、委員会の構成国の衛星による船舶監視システムから収集するデータの適時の配布について調整すること。

(f)　条約水域内において漁業資源を採捕しており、又は採捕する計画を有する漁船の条約水域への入域及び条約水域からの出域が委員会に適時に通報されるための手続を定めること。

(g)　適当な場合には、ＩＵＵ漁業を防止し、抑止し、及び排除するため、市場に関連する非差別的な措置であって国際法に適合するものを定めること。

(h)　この条約及びこれに基づいて採択される措置の遵守を検討するための手続を定めること。